

広島県告示第七百三十三号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によって、重要港湾尾道糸崎港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和五年八月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所三原支所において縦覧に供する。

令和五年五月一日

尾道糸崎港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 重要港湾尾道糸崎港放置等禁止区域

1 東御所・土堂一丁目・土堂二丁目地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線及び基点四から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 尾道市東土堂町の国土地理院四等三角点「堂ヶ迫」（北緯三四度二四分四二秒五八二一、東経一三三度一分四七秒六一九、標高一三六・六四メートル）

基点一 基準点から一一五度〇六分五九秒の方向八三三・九四メートルの点

基点二 基点一から一五四度〇四分五五秒の方向五〇・〇〇メートルの点

基点三 基点二から二四四度〇四分五六秒の方向九一一・七〇メートルの点

基点四 基点三から三三四度二六分五八秒の方向五〇・〇〇メートルの点

2 尾崎本町地区（その一・その二・その三）

(一) 区域の範囲

基点一から基点六までの各点を順次結んだ線及び基点六から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 尾道市山波町の国土地理院四等三角点「小倉ノ内」（北緯三四度二四分四〇秒九八七五、東経一三三度一三分三四秒四三八八、標高一八・〇七メートル）

基点一 基準点から二六七度〇九分二一秒の方向一、〇〇六・二六メートルの点

基点二 基点一から二五一度五八分二六秒の方向一五八・一九メートルの点

基点三 基点二から二五五度五〇分二三秒の方向九二・四五メートルの点

基点四 基点三から二六〇度五一分一九秒の方向二〇八・二七メートルの点

基点五 基点四から二四八度五四分二〇秒の方向二六五・四〇メートルの点

基点六 基点五から三三六度五一分四四秒の方向六三・八八メートルの点

二 重要港湾尾道糸崎港放置等禁止物件

漁船以外の船舶及び当該船舶の係留の用に供する工作物